



障発第1106002号
平成15年11月6日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について

標記について、今般、国土交通省道路局長より、別添（写）のとおり通知があり、身体障害者等割引制度が改正され、本年12月1日より実施されることとなりましたので、御了知されますようお願いいたします。

今回の改正により、ETCノンストップ走行時の割引の適用、割引証の廃止、割引措置の有効期間（2年間）の設定等の措置が講じられることとなりましたので、この実施にあたりましては、貴管内の関係機関、関係団体並びに利用者への周知等よろしくお取り計らい願います。

また、これに伴い、平成6年9月27日社援更第241号・児発第881号厚生省社会・援護局長、厚生省児童家庭局長通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」は廃止する。

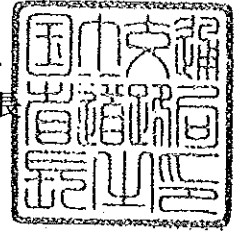


(写)

国道有第52号
平成15年10月30日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 殿

国土交通省道路局長



障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について

標記割引措置については、割引証の交付手続き等に関して種々の御協力をいただいているところですが、平成15年7月30日に全有料道路事業者で障害者割引の実施方法について申し合わせを行い、身体障害者等割引制度を改正し、ETCノンストップ走行時の割引の適用、割引証の廃止、割引措置の有効期間（2年間）の設定等の措置を講じることとなったところです。

これに伴い、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」（平成16年9月20日付け厚生省児童家庭局長・厚生省社会・援護局長あて運輸省自動車交通局長・建設省道路局長通知）の別添「有料道路における障害者割引措置について」を別紙のとおり「有料道路における障害者割引措置実施要領」として、全有料道路事業者が全部改正し、平成15年12月1日から（ETC設置料金所におけるETCノンストップ走行時の割引適用は平成16年1月20日から）全有料道路において一斉に実施することとしましたので、関係者への周知徹底等につき御協力いただくようお願いします。

有料道路における障害者割引措置実施要領

平成15年7月30日

日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、
本州四国連絡橋公団、地方道路公社及び道路管理者

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、地方道路公社及び道路管理者(以下「公団等」という。)は、一般利用者との均衡を保ちつつ、有料道路料金について割引措置を講ずることとする。

1 適用範囲

障害者割引措置は、身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合に、本措置の適用を受けようとする障害者1人につき1台の自動車に対して講ずるものとする。

(1) 身体障害者が自ら自動車を運転する場合

① 身体障害者の範囲

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。)

② 自動車の範囲

身体障害者が自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの。以下同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載され

ているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

(2) 重度の身体障害者又は重度の知的障害者が乗車し、その移動のために本人以外の者が自動車を運転する場合

① 重度の身体障害者の範囲

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、別表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者

注)「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日社更発第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)」の第2に規定する第1種身体障害者と同じ範囲。

② 重度の知的障害者の範囲

療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する者

注)「知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(平成3年9月24日児発第811号厚生省児童家庭局長通知)」の第2に規定する第1種知的障害者と同じ範囲。

③ 自動車の範囲

①又は②に規定する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。)ただし、営業用の自動車を除く。

2 割引料金額

割引料金額は通常料金の半額とする。

この場合、割引料金額の計算単位は、最小計算単位を10円とし、10円未満の端数

が生じる場合には、これを切り上げ 10 円とする。ただし、最小計算単位を 50 円としている有料道路については、50 円未満の端数が生じる場合には、これを切り上げ 50 円とする。

3 実施方法

(1) 実施手続

公団等は、市町村が社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 14 条の規定により設置した福祉に関する事務所及び福祉に関する事務所を設置していない町村(以下「市町村福祉事務所等」という。)並びに財団法人道路サービス機構(以下「道路サービス機構」という。)の協力を得て、本措置を実施するものとする。

- ① 道路サービス機構は、有料道路障害者割引申請書兼 ETC 利用申請書(以下「申請書」という。)(様式 1)等を製作し、必要部数を市町村福祉事務所等に直接送付する。この場合、申請書等の送付は原則として年に 1 回行うものとし、部数に不足が生じたときは、市町村福祉事務所等からの連絡に応じて随時送付する。
- ② 市町村福祉事務所等は、申請毎に割引措置の有効期間が満了する日までの間申請書を保管するものとし、公団等から要求があった場合には、写しをすみやかに公団等に送付する。
- ③ 市町村福祉事務所等は、毎年度 4 月末日までに、前年度分の申請書の使用部数等を申請書使用状況表(様式 2)に記載して道路サービス機構に報告する。

(2) 利用手続

身体障害者又は重度障害者であつて、本措置の適用を受けようとする者(以下「対象障害者」という。)は、以下の手続により身体障害者手帳又は療育手帳(以下「手帳」という。)を使用して有料道路を通行するものとする。

ただし、有料道路自動料金収受システム(無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を行う場合のもの。以下「ETC」という。)を利用して本措置の適用を受けようとする場合は、対象障害者本人名義の ETC カード(対象障害者 1 人につき 1 枚に限り、1(2)による割引の適用を受け、かつ 1(1)による割引の適用を受けない場合に対象障害者が未成年のときは、その親権者又は後見人名義の ETC カードを含む。)及び ETC 車載器(手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載されている自動車に取り付けられているもの。)を利用して、有料道路を通行するものとする。

① 手帳への記載等

対象障害者は、居住地を所管する市町村福祉事務所等において、必要事項を記入した申請書を提出するとともに、自動車検査証その他必要書類を呈示して、手帳の所定の箇所に、本措置の対象である旨、申請書に記入した自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期限の記載を受ける。

また、対象障害者は手帳に記載された自動車登録番号又は車両番号を変更する必要がある場合は、再度、上記の手続により手帳への記載を受ける。その際、従前の記載事項は抹消されるものとする。

[必要事項]

申請年月日、対象障害者の氏名・住所・生年月日、手帳の番号、自動車登録番号又

は車両番号及び自動車所有者氏名・続柄

② 1(2)に定める場合に割引を受けようとする時の手帳への押印

本措置の適用を受けようとする重度障害者は、居住地を所管する市町村福祉事務所等において、自ら乗車し、その移動のために本人以外の者が1(2)③に規定する自動車を運転する場合に本措置の適用を受けることができる旨の押印を手帳の所定の箇所に受ける。

③ ETC利用対象者証明書の発行等

ETC利用時に本措置の適用を希望する対象障害者は、申請書に必要事項を記入して提出し、市町村福祉事務所等からETC割引有効期限及び公団等の定める方法により付与される整理番号が記載されたETC利用対象者証明書(様式3)の発行を受け、公団等の設置する窓口に当該証明書を送付する。

公団等の設置する窓口は当該証明書に記載されたETCカード及びETC車載器により、本措置の適用を可能とする処理(以下「ETC利用登録」という。)を行う。

なお、申請書に記入した自動車登録番号又は車両番号、ETCカードの名義・番号又はETC車載器の管理番号を変更する必要がある場合は、再度、上記の手続によりETC利用登録を受ける。

[必要事項]

申請年月日、対象障害者の氏名・住所・生年月日、自動車登録番号又は車両番号、ETCカードの名義・番号及びETC車載器の管理番号

④ 代理人による申請

対象障害者は、手帳及び代理人であることを証する書面をもって、代理人による申請を行うことができる。

(3) 割引措置の有効期間

本措置の有効期間は、3(2)①の申請をした日から、その後の対象障害者の2回目の誕生日までとする。なお、有効期間内に手帳に記載された自動車登録番号又は車両番号の変更による3(2)①の申請があった場合の本措置の有効期間は、従前の有効期間にかかわらず、当該申請をした日から、その後の対象障害者の2回目の誕生日までとする。

対象障害者は、有効期間の満了後も本措置を受けようとする場合は、再度3(2)①の申請を行うものとする(ETC利用時に本措置の適用を受けようとする場合は、併せて3(2)③の申請を行うものとする。)。この申請は有効期間の満了する日の2ヶ月前から行うことができるものとし、有効期間の満了日より前に申請が行われた場合(有効期間の満了日の前2ヶ月間に、手帳に記載された自動車登録番号又は車両番号の変更による3(2)①の申請が行われた場合を含む。)、新たな有効期間は申請日の後の対象障害者の3回目の誕生日に満了するものとする。

(4) 通行方法

対象障害者は、料金を支払う際に手帳を呈示して、料金所係員から手帳の記載事項等により、自ら運転していること(3(2)②の押印がある場合は乗車していること。)、利用する自動車の自動車登録番号又は車両番号が手帳に記載されたものと同じである

こと及び割引措置の有効期間内であることの確認を受けたうえで、所定の料金を支払って通行する。

E T C利用の場合は、E T C利用登録済みであるE T Cカードを、当該E T Cカードと併せてE T C利用登録されたE T C車載器に挿入して通行する。

なお、対象障害者が本措置の適用を受けようとする場合は、常に手帳を携行し、公団等から求められたときは、これを呈示し、手帳の記載事項等の確認を受けるものとする。また、後日利用状況について、公団等から問い合わせる場合がある。

(5) 支払手段

本措置における料金の支払いは、現金、ハイウェイカード(磁気式前払券)又はクレジットカード(E T Cカードを含む。)のうち、それぞれの有料道路において利用可能な支払手段により行うものとする。

(6) 違反行為に対する措置

① 対象障害者が他人に本措置の適用を受けさせた場合

対象障害者が、3(2)①の記載を受けた手帳又は3(2)③のE T C利用登録を受けたE T Cカード及びE T C車載器を他人に使用させ本措置の適用を受けさせた場合は本措置を2年間停止するものとし、市町村福祉事務所等は公団等の依頼により従前の手帳の記載を抹消のうえ本措置が停止される旨の記載を手帳の所定の箇所に行い、公団等は3(2)③のE T C利用登録がなされている場合にはこれを抹消する。また、市町村福祉事務所等は本措置の停止期間中の3(2)①の申請を受理しないものとする。

② 対象障害者が虚偽の申請を行った場合

対象障害者が事実と異なる内容により3(2)①の申請を行った場合は本措置を2年間停止するものとし、市町村福祉事務所等(公団等の依頼による場合がある。)は従前の手帳の記載を抹消のうえ本措置が停止される旨の記載を手帳の所定の箇所に行い、公団等は(市町村福祉事務所等からの通知による場合がある。)3(2)③のE T C利用登録がなされている場合にはこれを抹消する。また、市町村福祉事務所等は本措置の停止期間中の3(2)①の申請を受理しないものとする。

③ 対象障害者以外の者が本措置の適用を受けた場合

3(2)①の手帳への記載を受けている対象障害者以外の者が本措置の適用を受けた場合は、道路整備特別措置法(昭和31年3月14日法律第7号)第14条の2の規定により通常料金のほか、不法に免れた額の2倍の額を割増金として徴収する。

4 実施時期等

(1) 実施時期

この実施要領における割引措置の実施時期は平成15年12月1日とする。

ただし、E T C利用の実施時期については、平成16年1月20日とする。

なお、E T C未整備料金所におけるE T C利用の実施時期については、E T C機器が整備され運用開始する日とする。

(2) 経過措置

既に障害者有料道路通行料金割引証(以下「割引証」という。)の交付を受けている対象障害者については、交付済みの当該割引証に限り、平成15年12月1日から平

成16年5月31日までの間、使用することができるものとし、その間、手帳への割引有効期限の記載は省略することができる。

(3) 経過措置期間中における割引証を使用した違反行為に対する措置

4(2)の期間中に、対象障害者が交付済みの当該割引証を他人に譲渡した場合は、3(6)①の措置を適用することとする。また、対象障害者以外の者が当該割引証を使用して通行した場合は、3(6)③の措置を適用することとする。

別表

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度				
視 聴	覚 覚 障 障 害 害	1級から3級までの各級及び4級の1 2級及び3級				
肢 体 不 自 由	上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2				
	下肢不自由	1級、2級及び3級の1				
	体幹不自由	1級から3級までの各級				
不 自 由	乳幼児期以前の 非進行性の脳病 変による運動機 能障害	<table border="1"> <tr> <td>上肢機能障害</td> <td>1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> <tr> <td>移動機能障害</td> <td>1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）</td> </tr> </table>	上肢機能障害	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	移動機能障害	1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	上肢機能障害	1級及び2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）				
移動機能障害	1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）					
内 部 障 害	心臓機能障害	1級から4級までの各級				
	じん臓機能障害	1級から4級までの各級				
	呼吸器機能障害	1級から4級までの各級				
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1級から3級までの各級				
	小腸機能障害	1級から4級までの各級				
	免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級				

有料道路障害者割引申請書 兼 ETC利用申請書

太枠内のみご記入ください。

新規・変更・更新

申請年月日	年 月 日													
ふりがな														
申請者氏名							生年月日	年 月 日						
住所	〒													
※身体障害者手帳又は療育手帳の手帳番号														
自動車登録番号又は車両番号														
※自動車の所有者(注1)	氏名							続柄等						
<input type="checkbox"/> 本人の運転による割引 <input type="checkbox"/> 本人以外の者の運転による割引														
ETCカード (注2)	名義 (カナ又はローマ字)													
	番号													
	続柄													
ETC車載器 (注3)	管理番号													

ETCカードの番号及びETC車載器の管理番号は左詰めで記入してください。

ETC割引有効期限	年 月 日	整理番号		-		-	
割引有効期限	年 月 日						

【記入上の注意】

(注1)

- ・ 自動車検査証上の所有者の氏名を記入してください。
- ・ 割賦契約又は長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合は、自動車検査証上の使用者の氏名を記入してください。
- ・ 続柄等は申請者との関係を記入してください。(重度の障害をお持ちの方で、継続して日常的に介護している方の所有する自動車を登録する場合は「介護者」と記入してください。)

(注2: ETC利用申請をされない方は記入の必要はありません)

- ・ 名義・番号はETCカードのとおり記入してください。
- ・ 続柄は申請者との関係を記入してください。

(注3: ETC利用申請をされない方は記入の必要はありません)

- ・ 管理番号は「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」のとおり記入してください。

※印の項目は、割引登録後に登録自動車を変更せずにETC利用のみを申請する場合は、記入する必要はありません。

【個人情報の保護】

各有料道路事業者は、ETC利用対象者証明書に記載した登録者の個人情報について、各有料道路事業者が別に定めるETCシステムにおける個人情報保護規程にしたがって、適切に取り扱います。

【通行上の注意】

料金所で料金をお支払いいただく際に、料金所係員が身体障害者手帳又は療育手帳の記載事項及び障害者ご本人が運転又は同乗していることを確認させていただきます。

なお、ETC車についてはノンストップ利用の場合に限り、事前に登録されたETCカードとETC車載器の組み合わせでご利用された場合に割引が適用されます。

※その他の注意事項につきましては、「有料道路における障害者通行料金割引制度のご案内」の内容を、ご了承のうえ、申請してください。

申請書使用状況表

(財) 道路サービス機構 殿

前年度からの繰越	平成 年度受入数	平成 年度使用数	残 数
部	部	部	部

年 月 日

都道
府県

福祉事務所長又は町村長





障企発第1106001号
平成15年11月6日

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について

標記については、平成15年11月6日障発第1106002号をもって、社会・援護局障害保健福祉部長より通知されたところでありますが、この実施にあたりましては次の事項に留意のうえ、本制度が円滑、適正に行われますよう貴管下福祉事務所等のご協力をお願いします。

また、これに伴い、平成6年9月30日社援更第246号・児障第44号厚生省社会・援護局更生課長、厚生省児童家庭局障害福祉課長通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」は廃止する。

1 有料道路の範囲

道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づく有料道路であり、次の道路が該当するものであること。

事業主体	有料道路の種類	事業主体	有料道路の種類
日本道路公団	〔高速自動車国道 一般有料道路	地方道路公社	指定都市高速道路
首都高速道路公団		首都高速道路	
阪神高速道路公団	阪神高速道路	一般地方道路公社	一般有料道路
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡道路	道路管理者 (都道府県市町村)	一般有料道路

2 手続等

- (1) 市町村の設置する福祉事務所の長及び町村長は、身体障害者手帳の備考欄（第9面）又は療育手帳の予備欄（第6, 7面）に、「有料道路割引」のスタンプを押印し、自動車登録番号又は車両番号及び割引有効期間を記載すること。また、本人以外の者が運転をする場合は、「介護」のスタンプを押印すること。
- (2) 自動車登録番号等は、料金所で確認するものであることから、分かりやすく記載すること。
- (3) 身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」という。）の写真が本人かどうか判別が困難な場合は、料金所におけるトラブルが予想されるので、自動車登録番号等を手帳に記載する時点で写真の貼り換えを指導すること。
- (4) 有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書の所要事項の記載は、対象となる身体障害者又は重度知的障害者（又は保護者、代理人）において記入させること。
- (5) 自動車登録番号等の記載された手帳を所持する者の再交付等に伴う手続期間中は、手帳の不携帯とならないよう、速やかに再交付を行うこと。なお、福祉事務所等で個別に発行している証明書等では、割引が適用されないので注意すること。
- (6) 料金所では、料金所係員が手帳の記載事項等を確認することから、その旨、申請受付の際に一言申し添えすること。

3 その他

- (1) 現在、割引証の交付を受けている身体障害者等については、交付済の割引証に限り、平成16年5月31日まで、使用することができるが、平成15年12月1日以降は割引証の交付は行わないため、新たに所定の手続が必要となること。
- (2) ETCノンストップ走行による割引の適用を受ける場合は、所定の手続とともに、ETC利用申請の手続が必要であること。
また、ETCノンストップ走行時の割引は、平成15年12月1日より受付を開始し、平成16年1月20日以後の事業者から申請者へ書面で通知のあった日からのETC利用に対して適用となること。
なお、ETC未整備料金所におけるETC利用は、ETC機器が整備された日以後となること。